

第3次古賀市男女共同参画計画中間見直し（案）についての委員意見

資料5

No.	頁数	変更箇所	委員意見	事務局回答
1	4	<u>(4)古賀市の取組</u>	困難女性支援法への対応が今回の見直しの重要な点ですので、同法において市町村に求められている責務や役割を具体的に記載した方がよいと思います。	(4)古賀市の取組 に以下を追記することいかがでしょうか。 令和6（2024）年4月に困難女性支援法が施行されたことを受け、現行の連携体制を維持しつつ、法施行後の枠組みに適切に対応するため、令和7（2025）年度に「第3次計画」の中間見直しを行いました。
2	5	<u>3. 計画の期間について</u> 見直しを行います。	見直しを行いました。	ご意見のとおり修正します。
3	29	<u>基本目標IV あらゆる暴力の根絶の赤字部分の案について</u> さらに、令和7（2025）年の改正法により、顧客や求職者に対するハラスメント防止措置も事業主の義務となりました。これにより、事業主は顧客からのハラスメント（カスタマーハラスメント）や、求職者に対するセクハラに対しても防止措置を講じる必要があります。	文章が繰り返されている印象があります。 「顧客や求職者に対するハラスメント防止措置も事業主の義務となりました。これにより、」の部分は削除してよいのではないでしょうか。	ご意見のとおり削除します。

No.	頁数	変更箇所	委員意見	事務局回答
4	30	<u>基本目標V 性別にとらわれない多様な生き方の尊重について</u> また、令和7（2025）年3月25日、大阪高等裁判所が同性婚を認めない民法・戸籍法規定は憲法14条1項および24条2項に違反するとの判決を下しました。さらに、名古屋高等裁判所（3月7日）や福岡高等裁判所（2024年12月13日）も違憲判断を示しており、複数の高裁で同性婚制限が憲法違反とされる流れが生まれています。	<ul style="list-style-type: none"> ・民法という国レベルの問題と、自治体の取り組みであるパートナーシップ宣誓制度は別次元ですので、唐突に国レベルの話が出てくるのは違和感があります。 ・P63にも同様の記載があり2回も書く必要はないと思われます。 ・高裁判決であり、最高裁で確定してはないので、公的な計画に「複数の高裁で同性婚制限が憲法違反とされる流れが生まれています。」は強すぎるのではと感じます。「同性婚の立法化に向けての動きが始まっています」くらいの抽象的な記載にしてはどうでしょうか。 	<p>下記の記載ではいかがでしょうか。</p> <p>また、高等裁判所において、同性婚を認めない現行法は憲法違反との判断が相次いでおり、同性婚の立法化に向けての動きが始まっています。</p>

No.	頁数	変更箇所	委員意見	事務局回答
5	53	<u>基本目標Ⅲ</u>	P54基本施策(3)ひとり親家庭等の自立に対する支援	下記の記載ではいかがでしょうか。 ○ひとり親家庭等については、生活の安定を図り、自立できるよう、県と連携して経済的支援等の取組について必要な家庭に情報が届くよう周知していきます。
	54	<u>基本方向1ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への「現状と課題」について</u>	P55基本施策(5)誰もが安心して暮らせるための支援 は困難な問題を抱える女性に関してとても重要な点です。P53の「現状と課題」にもっと具体的に記載してはどうでしょうか。	また、ひとり親家庭等の就労に関しては、就労のための資格取得に向けた給付金や職業訓練などの情報提供を継続します。 さらに、生活支援の取組として、従前のひとり親家庭等日常生活支援事業が、令和5年度より子育て世帯訪問支援事業として対象者を拡大し実施されています。この新しい事業についても、ひとり親家庭等を含む、家事・育児に不安や負担を抱える子育て世帯、妊娠婦、ヤングケアラー等のいる家庭に対し、必要な支援が提供されるよう周知していきます。 ○困難女性支援法の施行を受け、本市は、女性の人権が尊重され、安心して日常生活を送ることができるよう、複合的な課題を抱える女性への支援体制を強化します。 本市はこれまで、複数の相談窓口の連携により対応してきた実績があります。今後もこの体制を維持・発展させるため、相談を受けた担当課が必要と判断した場合等に、対応内容の検証や関係機関とのケース検討を行います。 課題が確認された際には、情報共有や協議を通じて相談体制の改善を図り、問題を抱える対象者の個々の状況に応じた切れ目のない効果的な支援を推進します。

No.	頁数	変更箇所	委員意見	事務局回答
6	59	<u>基本目標Ⅲ</u> <u>基本方向2 生涯を通じた健康</u> <u>管理への支援「現状と課題」について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者数データは2020年より新しいデータはないのでしょうか。ないのならいつ時点の厚生労働省のデータということを記載してはどうかと思います。 ・女性の自殺者が増えた記載は重要なことですので、より新しい数値にしてほしいです。 	<p>担当課より2024年までの最新版数値の提示がありましたので下記のとおり、現状と課題を変更してよろしいでしょうか。</p> <p>○また、日本では、令和2（2020）年以降、男性の自殺者数は一時的な増減を繰り返しながらも、令和6（2024）年には13,635人と大きく減少しました。一方、女性は令和2（2020）年に急増した後も高止まりの状況が続き、令和4（2022）年には7,101人と高い水準を示しました。令和6（2024）年には6,482人とやや減少が見られるものの、令和元（2019）年以前の水準には戻っておらず、特に若年女性（10～20代）、被雇用者、無職・主婦層、学生・生徒での増加が目立ち、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化や社会的つながりの希薄化、非正規雇用や家事・育児負担の増大などが影響したと考えられます。</p>
7	62 63	<u>具体的施策No.47</u> P62 大学生高校生等を対象にデートDV防止講座を実施しています。 P63 中学生・高校生を対象とした「デートDV」防止講座を開催し～	中学生・高校生もやった方がいいと思いますがP62では対象が大学生だけになっていてP63の表では中学生・高校生を対象とした「デートDV」防止講座とあるのは矛盾しています。	<p>DV講座については、県サポート事業を利用し、学校独自に</p> <p>中学生：各校年1回実施</p> <p>高校生：各校3年に1回実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P63の中学生・高校生を大学生に修正 ・その下欄に「○中学生・高校生へのデートDV防止に関する意識づけについては、学校等が実施する適切な啓発活動の状況を継続的に把握し、必要に応じて情報提供や協力等の支援を行います。」を新たな項目として追加するのはいかがでしょうか。

No.	頁数	変更箇所	委員意見	事務局回答
8	63	<u>具体的施策No.47</u> ○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、市民の理解を図ります。	「DV防止に関するポスターの掲示・看板の設置等」を追記してはどうでしょうか。 理由：被害者が相談できていない実態があるので、せめて、加害者側に気付かせたり、世間の意識を高めて、防止につなげたいです。	○広報、ポスター、チラシ、ホームページなどを通して周知し、市民の理解を図ります。SNSなど、若い世代や加害者意識のない層にも届く効果的な手法を積極的に活用し、DV防止意識の向上に努めます。 ではいかがでしょうか。 ※加害者側への気づきを促すという視点で、看板設置は有効な手法と認識しておりますが、初期費用や管理コストが大きく、他の必須事業への影響も考慮する必要があるため、SNS等広く情報を届けられる手法を優先して進めてまいります。
9	67	<u>計画の推進</u> 施策の年次の実施状況について「古賀市男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、事業を推進していきます。	当審議会では毎年度施策の推進状況の点検評価を行っていますが、今回の見直しの中にそれを反映させてよいのではないですか。 例えば、「～の観点を意識してより一層事業を実施する」等	施策の年次の実施状況については「古賀市男女共同参画審議会」による評価・提言を真摯に受け止め、その内容や方向性を意識して、次年度以降の事業に反映させ、より実効性の高い事業推進に努めます。 ではいかがでしょうか。

No.	頁数	変更箇所	委員意見	事務局回答
10	70	<u>計画の成果指標</u>	<p>成果指標につきましては目標を現状よりプラスの数値にしてはどうか。目標設定をどう考えるかだが、更に上をめざしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長以上に占める女性職員の割合 ・家事技術支援講座回数 ・性の多様性に関する講演会実施数 	<p>下記の修正でいかかでしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長以上に占める女性職員の割合 →古賀市特定事業主行動計画からの転記のため、当初案の「40.0%以上」でご理解をお願いします。 ・家事技術支援講座回数 →当初案の「6回」でご理解をお願いします。 <p>※令和6年度からの変更点：回数を増やす代わりに、これまで前期・後期で重複していた講座内容を刷新し、年間で6種類全て異なる内容としました。これにより、学習機会の多様性と内容の質の向上を図っております。</p> <p>※実質的な回数：ご指摘の家事技術支援講座（年6回）に加え、人権センターの男女共同参画講座（リーパスカレッジ）内でも家事に関する講座を複数回実施しており、市民への実質的な提供回数は6回以上となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に関する講演会実施数 →「4回」を「6回」に変更